

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和3年(2021年)2月19日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和60年9月町田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後

(建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合等の措置)

第9条 略

2 略

3 建築物の敷地が計画地区の2以上にわたる場合においては、第4条第1項又は第5条の規定による制限を、それぞれ法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率の限度又は法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率の限度とみなして、法第52条第7項、第14項若しくは第15項又は法第53条第2項、第4項若しくは第6項の規定を適用する。

4 建築物の敷地が計画地区の2以上にわたる場合における第7条及び前条の規定の適用については、当該建築物の部分又は当該敷地の部分について、当該敷地の属する計画地区に係るこれらの規定を適用する。

別表第1

番号	区分
略	略
45	令和3年1月町田市告示第374号に定める町田都市計画相原駅東口地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「相原駅東口地区地区整備計画区域」という。）

別表第2

1～44 略

45 相原駅東口地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の	建築物の建蔽率の	建築物の敷地面積の最低限	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の	建築物の高さの最高限度

改正前

(建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合等の措置)

第9条 略

2 略

3 建築物の敷地が計画地区の2以上にわたる場合においては、第4条第1項又は第5条の規定による制限を、それぞれ法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率の限度又は法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率の限度とみなして、法第52条第7項、第14項若しくは第15項又は法第53条第2項、第4項若しくは第5項の規定を適用する。

4 建築物の敷地が計画地区の2以上にわたる場合における第7条及び第8条の規定の適用については、当該建築物の部分又は当該敷地の部分について、当該敷地の属する計画地区に係るこれらの規定を適用する。

別表第1

番号	区分
略	略

別表第2

1～44 略

		最高 限度	最高 限度	度	建築物等		最高の 高さ	軒の 高さ
					距離	適用除 外の建 築物等		
A地区	次に掲げる建築物 以外の建築物 (1) 工場 (自家 販売のために 食品製造業を 営むもの及び ガソリンスタ ンド、クリー ニング業、自 動車販売業そ の他これらに 類するサービ ス業を営む店 舗に附属する ものを除く。) (2) 倉庫 (建築 物に附属する ものを除く。)	二	二	100 平方メ ートル	二	二	15メ ートル	二
B-1 地区	次に掲げる建築物 以外の建築物 (1) 工場 (自家 販売のために 食品製造業を 営むもの及び ガソリンスタ ンド、クリー ニング業、自 動車販売業そ の他これらに 類するサービ ス業を営む店 舗に附属する	二	二	100 平方メ ートル	二	二	15メ ートル	二

	ものを除く。) (2) 倉庫 (建築物に附属するものを除く。)							
B-2 地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 工場 (自家販売のために食品製造業を営むもの及びガソリンスタンド、クリーニング業、自動車販売業その他これらに類するサービス業を営む店舗に附属するものを除く。) (2) 倉庫 (建築物に附属するものを除く。)	二	二	65平方メートル	二	二	15メートル	二
C地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 工場 (自家販売のために食品製造業を営むもの及びガソリンスタンド、クリーニング業、自動車販売業その他これらに類するサービス業を営む店舗に附属する	二	二	100平方メートル	二	二	15メートル	二

	ものを除く。) (2) 倉庫 (建築物に附属するものを除く。)							
D地区	都市計画法による用途地域内に建築することができる建築物	＝	＝	<u>120</u> 平方メートル	＝	＝	<u>15メ</u> <u>ートル</u>	＝
E地区	都市計画法による用途地域内に建築することができる建築物	＝	＝	<u>120</u> 平方メートル	＝	＝	＝	＝
F地区	都市計画法による用途地域内に建築することができる建築物	＝	＝	<u>120</u> 平方メートル	＝	＝	<u>15メ</u> <u>ートル</u>	＝

附 則

この条例は、公布の日から施行する。